

平成19年度

市町村公営企業年報

(平成18年度公営企業決算概要)

平成20年2月

第1編 市町村公営企業の概要 第2編 主な事業の経営状況 1 事業数 1 水道事業 2 職員数 (1)事業概要 20 3 決算規模 (2)経営状況 ... 21 (3)他会計繰入金の状況 4 全体の経営状況 5 料金収入 2 下水道事業 6 企業債 (1)事業概要 (1)企業債発行額の状況 (2)法適用企業の経営状況 …… (3)法非適用企業の経営状況…… (2)企業債元利償還金 (3)企業債現在高の状況 (4)経費と財源 7 他会計繰入金 (5)使用料の状況 26 8 建設投資及びその財源 (6)他会計繰入金の状況 (1)建設投資 3 病院事業 (2)財源 (1)事業概要 28 9 法適用企業の経営状況 (2)経営状況 29 (1)損益収支 (3)診療収入 (2)累積欠損金 (4)経費 (3)不良債務 (5)他会計繰入金の状況 4 交通事業 (4)資本収支 10 法非適用企業の経営状況 (1)事業概要 (1)実質収支 (2)経営状況 (2)収益的収支 (3)料金収入と職員給与費 …… (3)資本的収支 主な用語の説明

第3編 決算資料

1	法適用企業の経営状況	
	(1)損益収支の状況	 36
	(2)資本収支の状況	 39
2	法非適用企業の経営状況	 42
3	他会計繰入金の状況	 46
4	企業債現在高の状況	
	(1)事業別現在高	 47
	(2)利率別現在高	 48
	(3)団体別現在高	 49
5	法適用企業の経営分析	
	(1)事業別貸借対照表	 52
	(2)経営分析	 54
	(3)決算規模	 55
	(4)水道事業の状況	 56
	(5)病院事業の状況	 57
	(6)下水道事業の状況	 58

6	決算状況(法適用企業)	
	(1)水道事業	 59
	(2)工業用水道事業	 69
	(3)交通事業	 71
	(4)病院事業	 73
	(5)下水道事業	 78
	(6)観光施設事業	 80
	(7)宅地造成事業	 82
7	決算状況(法非適用企業)	
	(1)簡易水道事業	 84
	(2)電気事業	 86
	(3)下水道事業	 87
	(4)港湾整備事業	 93
	(5)市場事業	 94
	(6)と畜場事業	 96
	(7)観光施設事業	 97
	(8)宅地造成事業	 98
	(9)駐車場整備事業	 99
	(10)介護サービス事業	101

(注)各項目の数値は原則として表示単位未満で四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

平成18年度 市町村公営企業の団体別設置状況

(平成19年3月31日現在)

団 体 名	県 計 (施設数)	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	Ш	清川村
1 水道事業	17(17)							- 1-			-,-					-1-	-1-		-,-													-	\dashv	_
2 工業用水道事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																																	
3 3	2 (2)																																	
交通 (1)自動車運送事業	2(2)																																	
事業 (2)都市高速鉄道事業	2(2)																																	
4 電気事業	1(1)												•							•	•		-				•••••							
5 病院事業	10 (15)	(3)	(3)	(2)																														
6 簡易水道事業	3(3)		, ,	,,																														
7 下水道事業	4(4) 32(32)				2						2																					2		
8 港湾整備事業	3(3)																																	
9 市場事業	6(10)	(2)	(2)					(2)				(2)																						
10 と畜場事業	1 (1)																																	
11 観光施設事業	1 (1) 4 (5)							(2)																										
12 (1)臨海土地造成事業 宅地造	2 (6)	(4)		(2)				,-,										•																
成事業 (2)その他造成事業	2 (5)	(2)					(3)																											
13 駐車場整備事業	5(14)	(6)					·				(5)																							
14 介護サービス事業	3 (3)																	-	2															
∶法 適 用	40	7		l	1		2	2	1			2	1	1	1			1	1						1	1	1	1	1	1	1	2	1	
W 54.54	(49)	(12)		(6)																														
∶非法適用	60 (77)	7 (14)	(5)	1	3	1	(5)	(5)	1	1	4 (8)	2 (3)	1	2	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	2
計	100 (126)	14 (26)	10 (13)	5 (7)	1	1	5 (7)	5 (7)	2	1	4 (8)	4 (5)	2	3	2	2	1	2	4	1	1	1	1	1	2	2	3	2	2	3	2	4	2	2

- (注) 1. 交通事業のうち軌道事業と船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
 - 2. 法適用企業 : 地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
 - 3. 法非適用企業:地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、 法適用企業を除いたもの。
 - 4. 施設数 病院・市場・観光・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業 = 1施設としている。)
 - 5. 下水道事業 :平塚市・相模原市は公共下水道と農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
 - 6. 観光施設事業:横浜市は墓園、川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
 - 7. 介護サービス事業:川崎市は介護老人保健施設、南足柄市は老人デイサービスセンターと指定訪問看護ステーション。